

特定非営利活動法人成和塾 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人成和塾という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県南津軽郡大鰐町大字長峰字前田355番地8に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の子ども及び若者から大人までを対象に、学習支援、外国語教育、居場所づくり、宿泊体験型合宿、進路支援及び世代間交流を通じて、学ぶ力、考える力及び国際感覚を育成し、地域社会の健全な発展及び国際交流の促進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 学習支援事業
- (2) 英会話教室事業
- (3) 韓国語会話教室事業
- (4) 進路支援事業
- (5) 自習室及び居場所提供事業
- (6) 宿泊体験型合宿事業
- (7) 世代間交流事業
- (8) 保護者向け相談及び教育支援事業
- (9) 補助金及び助成金を活用した教育支援事業
- (10) 前各号に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(正会員)

第6条 この法人の特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、正会員という。

2 正会員は、この法人の目的に賛同し、この法人の運営に参画するために入会した個人及び団体とする。

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第48条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) 補助金及び助成金

(7) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項

(10) 定款の変更に関する事項

2 この法人が法第25条第3項に規定する事項以外の事項に係る定款を変更したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人サントメジャパオに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 鎌田 忠三

副理事長 相浦 竜一

理事 西野 美菜子

監事 林 幸香

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から最初の通常総会終結時までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から最初の3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 月会費 3,000円

(法第10条第1項関係様式例)

役 員 名 簿

(特定非営利活動法人成和塾)

役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	鎌田 忠三		有
理事	相浦 竜一		無
理事	西野 美菜子		無
幹事	林 幸香		無

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載する。
- 3 「住所又は居所」の欄には、青森県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載する。
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 5 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は、3分の1以下でなければならない(法第2条第2項第1号ロ)。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

- ・ 定款に定められている目的や事業に係る社会経済情勢やその問題点
- ・ 法人の行う事業が不特定かつ多数のものの利益に寄与するゆえん
- ・ 法人格が必要となった理由

等

近年、地域において子どもや若者の学習格差や将来設計への不安が深刻化している。特に地方では学習支援や国際教育の機会が限られ、家庭の経済状況により教育機会に差が生じている。また、高齢者の孤立や世代間交流の減少も課題となっており、地域内の知識や経験が十分に循環していない。こうした状況の中、低負担で質の高い学習機会を提供し、地域全体で子どもを育てる仕組みの構築が求められている。

本法人は、低額による学習支援、英語・韓国語による国際教育、夢発見ノート等を活用した将来設計支援、宿泊型合宿、世代間交流事業を実施する。これらは特定の者に限定されず、地域の子ども・若者および住民が広く参加可能な仕組みであり、教育機会の拡充と地域活性化に寄与するものである。

事業を継続的かつ安定的に運営するためには、補助金活用や行政連携、適正な会計管理体制の整備が不可欠である。そのため社会的信用と契約主体としての明確性を確保する目的で、特定非営利活動法人として設立する。

2 申請に至るまでの経過

- ・ 法人の設立を発起し、申請するに至った動機や経緯
(活動実績がある場合は、これまで取り組んできた具体的活動内容)

等

成和塾は、これまで任意団体として地域における学習支援活動を行ってきた実績がある。過去の活動においては、

- ・ 少人数制による学習支援
- ・ 英語学習および国際交流プログラムの実施
- ・ 夢発見ノートおよび曼荼羅チャートを活用した目標設定指導
- ・ 合宿形式による主体性育成プログラム

等を実施し、参加した子どもたちおよび保護者から高い評価を得てきた。

しかしながら、活動規模の拡大および継続的運営のためには、任意団体の形態では限界があり、補助金申請や行政連携においても法人格の必要性が高まっていた。

また、地域からの継続的な要望も受け、より安定した教育基盤を構築するため、発起人一同協議の上、特定非営利活動法人として設立申請を行うに至った。

R8年 3月 4日

(特定非営利活動法人の名称) 特定非営利活動法人成和塾
設立代表者 氏名 鎌田 忠三

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

R8年度事業計画書

R8年 4月 1日から R9年 3月 31日まで

特定非営利活動法人成和塾

1 事業実施の方針

地域における学習機会や交流機会の不足という課題に対し、継続的な学習支援と語学教育、対話の場を提供することで、主体的に成長できる人材の育成を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
学習支援 事業	小学生から高校生までを対象に学習支援、自習サポート、参考書学習の支援を行う	月4回	青森県 南津軽 郡大鰐 町及び オンラ イン	3人	小学生～高 校生 約30人	120
外国語教 育事業 (英会話)	小学生から大人までを対象に英会話授業を実施	月4回	青森県 南津軽 郡大鰐 町及び オンラ イン	3人	小学生～大 人 約15人	50
外国語教 育事業 (韓国語 会話)	小学生から大人までを対象に韓国語会話講座を実施	月4回	青森県 南津軽 郡大鰐 町及び オンラ イン	3人	小学生～大 人 約15人	50
学習合宿 準備事業	学習合宿の企画・準備	年1回	青森県 南津軽 郡大鰐 町	3人	小学生～高 校生 約10人	40

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千円)

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額をそれぞれ記載する。
- 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。

- 6 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。

R9年度事業計画書

R9年 4月 1日から R10年 3月 31日まで

特定非営利活動法人成和塾

1 事業実施の方針

地域における学習機会や交流機会の不足という課題に対し、継続的な学習支援と語学教育、対話の場を提供することで、主体的に成長できる人材の育成を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
学習支援 事業	小学生から高校生までを対象に学習支援、自習サポート、参考書学習の支援を行う	月4回	青森県 南津軽 郡大鰐 町及び オンラ イン	3人	小学生～高 校生 約150 人	400
外国語教 育事業 (英会話)	小学生から大人までを対象に英会話授業を実施	月4回	青森県 南津軽 郡大鰐 町及び オンラ イン	3人	小学生～大 人 約50人	150
外国語教 育事業 (韓国語 会話)	小学生から大人までを対象に韓国語会話講座を実施	月4回	青森県 南津軽 郡大鰐 町及び オンラ イン	3人	小学生～大 人 約50人	150
学習合宿 準備事業	学習合宿の企画・準備	年1回	青森県 南津軽 郡大鰐 町	3人	小学生～高 校生 約30人	300

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千円)

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額をそれぞれ記載する。
- 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。

- 6 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から49年3月31日まで

特定非営利活動法人成和塾
(単位：千円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費	0		
正会員受取会費	30		
.....	0	30	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
.....	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....	0	0	
4. 事業収益			
学習支援事業	120		
外国語教育事業（英会話）	50		
外国語教育事業（韓国語会話）	50		
学習合宿準備事業	40		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0	260	
経常収益計			290
II 経常費用			
1. 事業費(注1)			
(1) 人件費			
給料手当	220		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	220		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	0		
事業費計		220	
2. 管理費(注1)			
(1) 人件費			
役員報酬	70		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	70		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	0		
管理費計		70	
経常費用計			290
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
.....	0		
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
.....	0		
経常外費用計			290
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額(注2)			0

(注1) 人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

(注2) 次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

(注3) その他の事業を定款に掲げていない法人はこの脚注は不要。

(注4) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入る予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

<表示例>

(一般正味財産増減の部)	
I 経常収益	
1. 受取寄附金	
受取寄附金振替額	×××
II 経常費用	
2. 事業費	
振替用消耗品費	×××
(指定正味財産増減の部)	
受取寄附金	〇〇〇
一般正味財産への振替額	△ ×××

R9年度 活動予算書
R9年4月1日からR10年3月31日まで

特定非営利活動法人成和塾
(単位：千円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費	0		
正会員受取会費	60		
.....	0	60	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
.....	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....	0	0	
4. 事業収益			
学習支援事業	400		
外国語教育事業（英会話）	150		
外国語教育事業（韓国語会話）	150		
学習合宿準備事業	300	1000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0		
経常収益計			1060
II 経常費用			
1. 事業費(注1)			
(1) 人件費			
給料手当	760		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	760		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	0		
事業費計		760	
2. 管理費(注1)			
(1) 人件費			
役員報酬	300		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	300		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	0		
管理費計		300	
経常費用計			1060
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額(注2)			0
次期繰越正味財産額			0

(注1) 人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

(注2) 当初年度活動予算書（前事業年度活動計算書）の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

(注3) その他の事業を定款に掲げていない法人はこの脚注は不要。

(注4) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

<表示例>

(一般正味財産増減の部)	
I 経常収益	
1. 受取寄附金	
受取寄附金振替額	×××
II 経常費用	
2. 事業費	
補助用消耗品費	×××
(指定正味財産増減の部)	
受取寄附金	000
一般正味財産への振替額	△ ×××